

令和 6 年度第 5 回予防接種自治体向け説明会

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和 7 年 3 月 24 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 予防接種課長 挨拶

2. 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について
3. HPVワクチンに関する周知について
4. 認知症等で意思確認が困難な方に対する予防接種について
5. 主なご質問

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 予防接種課長 挨拶

2. 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

3. HPVワクチンに関する周知について

4. 認知症等で意思確認が困難な方に対する予防接種について

5. 主なご質問

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

○ 麻しん及び風しんの定期の予防接種に用いられるMRワクチンの供給状況を鑑み、第1期、第2期及び第5期の対象者であって当該MRワクチンの偏在等を理由に期間内に接種できなかった者について、予防接種法施行令第3条第2項及び予防接種法施行規則第2条の8第4項に基づき、接種期間を2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）延長することとした内容に係る事務連絡を令和7年3月11日発出した。

事 務 連 絡
令和7年3月11日

各 都道府県
市町村
特別区

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

現在、麻しん及び風しんの定期の予防接種（以下「定期接種」という。）に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について」（令和6年12月12日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡。以下「供給見通し事務連絡」という。）において、武田薬品工業株式会社のMRワクチンの出荷停止の継続を受け、第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会による前倒し出荷等が引き続き行われることにより、例年と同程度の供給量が確保される見込みである旨をお知らせしています。

また、供給見通し事務連絡に記載のとおり、厚生労働省においては、MRワクチンの安定的な供給の確保や定期接種の確実な実施の観点から、各製造販売業者に対し、定期接種を実施する医療機関への供給等を優先する依頼を行うなど、MRワクチンの流通改善に向けた取組を進めており、各自治体においても管内地域の適切な供給確保に御協力いただいていると承知しています。

他方で、一部の自治体及び医療機関においてなお、MRワクチンの供給が行き届いていない旨の報告を受けていること、これまで接種を受けられていない対象者による短期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難な場合もあり得ることから、下記のとおり、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等をお示ししますので、特段の御配慮をいただき、円滑な定期接種の実施のため必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

記

1. 接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱いについて
麻しん及び風しんの定期接種は、第1期（生後12月から生後24月に至るまでの間にある者）、第2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）に加え、令

和6年度末までの追加的措置として、第5期（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分な方）に該当する方に対して接種を行うこととされているところ、期間内に接種を受けられない、又は受けられなかった者が見込まれることから、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第3条第2項及び予防接種法施行規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「規則」という。）第2条の8第4号に基づき、下記の（1）及び（2）のとおり接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

（1）考え方について
現在、供給見通し事務連絡に記載の取組等を通じて、MRワクチンの安定供給が図られているものの、
・ 一部地域において、接種者のもとにワクチンが届くまでの供給の接続が上手くいっておらず、局部的かつ一時的に大幅なワクチンの偏在等が生じていること
・ それに起因して、当該地域では、接種が各年代とも後ろ倒しになっている現状があり、他方で、接種体制には限界があることから、一定程度、年度内に接種を受けられない者がいると見込まれること
から、今般、規則第2条の8第4号に規定する「災害、令第3条第2項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由」に該当するものとし、当該事由により接種対象期間内に定期接種を受けられなかった者については、令第3条第1項に規定する時期を超えた場合であっても、麻しん及び風しんの定期接種を実施して差し支えないこととします。

【対象者について】	
第1期	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第2期	令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 （注）令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

（2）対象となる場合の接種可能期間について
今般のMRワクチンの偏在や供給の課題については、厚生労働省から、製造販売業者及び卸売販売業者に対して不足を訴えている自治体や医療機関に対するワクチンの配送を依頼する等の対応をとることで改善に向かっていること、接種体制の限界については、令和6年度末で接種対象期間が終了することに起因していることから、令第3条第2項に規定する「特別の事情」は令和6年度末まで（令和7年3月31日まで）で解消が見込まれるため、令第3条第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととします。

2. 麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（再周知）
現時点において、各製造販売業者から卸売販売業者への継続的な出荷が行われており、卸売販売業者から医療機関等への適切な量の発注に応じた対応が可能である旨の報告を受けていますので、今般、接種対象期間が延長されることも踏まえ、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（依頼）」（令和6年12月26日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）にて周知のとおり、麻しん及び風しんの流行予防等の観点から、定期接種の対象者であって接種を受けていない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いいたします。

3. MRワクチンの安定供給について（再周知）
定期接種を希望する方が適切に接種できる数量のワクチンが順次供給される予定ですが、ワクチンの偏在を防ぎ安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、引き続き、供給見通し事務連絡記載の留意事項について、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対して周知徹底いただくようお願いいたします。

以上

武田社のMRワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）の供給に関する主な経緯

令和6年1月16日

武田薬品工業社の状況

- MRワクチン、麻しんワクチンの自主回収を公表
 - ・有効期限内に麻しんウイルス力価が承認規格を下回るため
 - ・品質、有効性、安全性に関する見解、接種済の希望者への抗体価検査・追加接種の案内
 - ・一部ロットでは、力価が規格を満足する「使用可能な期限」（有効期限より短い）を設定し、使用を継続

令和6年3月21日

令和6年4月10日

- 4月以降に出荷する製品の取扱いについて公表
 - ・力価低下の原因が特定できず
 - ・「使用可能な期限」を設定した製品の出荷を継続

令和6年10月15日

- 一部ロットの出荷見合わせを公表
 - ・力価が出荷の基準を満たさなかったため、11月中旬に出荷再開の見込み
 - ・代替品として、阪大微生物病研究会・第一三共社のワクチンを案内するとともに、「使用可能な期限」を設定した製品の出荷を継続

令和6年11月26日

- 当面の間、MRワクチンの出荷を停止**すると公表

令和6年12月12日

厚生労働省の対応

- 課長通知（自主回収への対応）を発出
 - ・MRワクチンメーカー全体の今後の供給の見込み
 - 前年の実績と同程度を上限に、出荷量の調整を予定
 - 武田社で4月をメドに製品改善の準備中
 - ・供給量の調整見込みを踏まえた注文等の留意事項
- 事務連絡（安定供給の徹底）を発出
 - ・国内での麻しん感染事例の報告を受け、1月課長通知の留意事項に加え、定期接種の機会の確保を依頼
- 事務連絡（供給について（更新情報））を発出
 - ・供給量の調整見込みを踏まえた注文等の留意事項
 - ・「使用可能な期限」を設定した製品の出荷を継続
- 事務連絡（供給にかかる対応等）を発出
 - ・武田社の出荷見合わせにより不足が見込まれる数量を、阪大微生物病研究会・第一三共社に依頼し、前倒し出荷が行われる
 - ・11月以降についても、各社と出荷の調整を行う予定
- 事務連絡（今後の供給見通し等）を発出
 - ・代替供給により、今年度全体の出荷量は例年通り
 - ・12月以降の出荷数量の見通しを表で記載

医療機関及び自治体におけるMRワクチンの供給状況

日本小児科医会の第1回アンケート調査

日本小児科医会より12月末時点のMRワクチンの供給量に関する第1回アンケート調査結果（令和7年2月公表）

- ・MRワクチンの供給状況について、「まったく入荷しない」と回答した医療機関は5%。
- ・MRワクチンの接種状況について、「新規予約中止」と回答した医療機関は第1期が5%、第2期が8%。
- ・医療機関が存する地域や契約する取引先卸によってもワクチンの供給状況が異なり偏在が生じている。

供給不足を訴えた自治体への1回目ヒアリング概要

- ・武田社のワクチンのみを取り扱っている医療機関ではワクチンが不足しており、納入されない状況。
- ・住民からのワクチン接種の予約ができないという相談があり、昨年より接種者数も少ない状況。
- ・12月の時点において5カ所のMRワクチン受託医療機関で供給不足により一時的にMRワクチン接種の予約を停止していた。

安定供給に向けた厚生労働省の取組

- ワクチンメーカーに対して、出荷量見通しの不安解消のため、卸に供給スケジュールを早期に提示するよう要請。
- 卸各社に対して、不足を訴えた自治体・医療機関へのワクチンの配送及び安定供給について協力要請するとともに、医療機関への供給見通しを早期に提示するよう依頼。

日本小児科医会の第2回アンケート調査

日本小児科医会より2月中旬のMRワクチンの供給量に関する第2回アンケート調査結果（令和7年3月公表）

- ・前回回答者に対し1月との供給状況の比較を聞いたところ、21%の医療機関が改善と回答した。
- ・MRワクチンの定期接種期限の延長が必要と回答した医療機関は81%。
- ・1回目の調査と同様、地域や契約する取引先卸によってもワクチンの供給状況が異なり偏在が生じている。

供給不足を訴えた自治体への2回目ヒアリング概要

- ・夏から秋にかけては不足が深刻であった。例年通りではないが、現在は改善されてきている。
- ・予防接種の予約枠や接種時間が限られるなか、3月に駆け込み需要による接種があると、希望者全ての定期接種を実施することは困難。
- ・令和7年1月末までの第2期の接種率は69.6%であり、昨年同月の接種率が80.2%であったことから昨年よりも接種率が低い状況。

(参考) 日本医薬品卸売業連合会への協力依頼

令和7年2月

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの安定供給へのご協力のお願い

平素から医療行政に対して多大なるご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）については、昨年11月に武田薬品工業株式会社（武田薬品）からの出荷が停止される旨が公表されておりますが、第一三共株式会社（第一三共）及び阪大微生物病研究会（阪大微研）（販売業者：田辺三菱製薬株式会社（田辺三菱））による前倒し出荷等により、今年度中のお荷量は令和4、5年度と同程度となる見込みとなっております。

一方で、公益社団法人日本小児科医会が同会会員を対象に昨年12月末時点の供給状況等についてアンケート調査を実施した結果では、第一三共及び田辺三菱のMRワクチンについても10%を超える医療機関において注文の半数以下の入荷となっている等、4割以上の医療機関において供給不足がみられており、約2割の医療機関では予約の制限や新規予約の中止が行われている状況とされています。

定期接種の確実な実施にあたり、医療機関へ必要な数量の納入や納入時期の見通し等の適切な情報提供が重要となり、予約制限等が解消されることが必要です。

第一三共及び田辺三菱は限定出荷を行っておりますが、これは武田薬品の供給状況の変化が各社の供給状況に影響し、偏在等による安定供給に支障が生じる可能性が否定できないという理由によるものであり、十分な在庫量を確保している状況です。また、年度末の需要増に備え、第一三共及び田辺三菱からの今年の2、3月の出荷量は、3社供給であった令和4、5年度の2、3月の出荷実績を上回るペースとなる見込みです。

このため、医療機関からの過剰な数量の注文には留意は必要ですが、第一三共及び田辺三菱より割り当てられている出荷数の上限については、変更が可能な場合がありますので、適宜、第一三共及び田辺三菱にお問合せください。また、必要に応じて、厚生労働省が必要な調整を行うことも可能です。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、定期接種の確実な実施のため、医療機関への適切なMRワクチンの供給及び納入時期等の情報提供にご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

E-mail: yoboseshu@mhlw.go.jp

以上

令和 6 年度内にMRワクチンを接種できなかった者への対応について

- 引き続き、卸各社に対して、不足を訴える自治体や医療機関へのワクチン配送を依頼するなど、流通改善の取組を継続。
- 他方で、3月末に定期接種の期限を迎える者が一定数想定されることから、3月末までに接種ができなかった者について、予防接種法施行規則第2条の8第4号の「特別の事情」に該当するとして、接種期間の延長を行う。

令和 6 年度の接種対象者

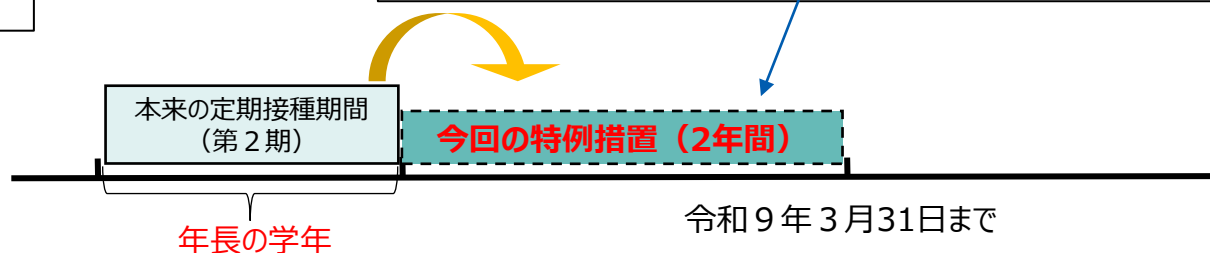
- 麻しん・風しんの定期の予防接種の対象者は、予防接種法施行令で定められている。
 - ・ 1 歳以上 2 歳未満の小児
 - ・ 年長の学年（小学校に入学する前年の4月 1 日から小学校入学する年の 3 月 31 日まで）の小児
 - ・ 抗体保有率が低い昭和37年 4 月 2 日から昭和54年 4 月 1 日生まれ（令和6年度45歳から62歳）の男性
※ 令和 6 年度末まで
- 接種対象期間内に接種をしなければ、制度上、定期の予防接種という扱いにはならない。

今回の対応方針（接種期間の特例）

- やむを得ず定期接種を受けられなかったという事情があることを踏まえ、予防接種法施行規則第 2 条の 8 第 4 号に該当するものとして、**接種対象期間を延長**し、**令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間**、定期の予防接種として公費で接種を受けられるようにする。

※ 今年 4 月から就学する方の
接種期間のイメージ（第 2 期）

ワクチンの大幅な供給不足等を理由にやむを得ず法定期間内に接種できなかった場合、**本来の期間を超えて公費で接種可能**となる



今回の特例の具体的な取扱について①

1 今回の特例の対象者

	具体的な対象となる者
第1期	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第2期	令和6年度における第2期の対象者(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日～当該始期に達する日の前日までの間にあるもの)であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (令和7年度以降に抗体検査を実施した方は対象外)

2 特例の対象者であることを確認するための実務について

- 今回の特例は、予防接種法施行令第3条第2項及び予防接種法施行規則第2条の8第4号に基づき、上記の対象となる者を市町村が判断することとなる。
- 定期接種実施要領では、通常、同規定を適用するかどうかについては、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等や当該者の接種歴等により総合的に判断することとされている。
- 今回の特例については、MRワクチンの偏在等により生じたことを理由としており、本人の医学的な理由によるものではないことから、実施要領で定めているところの「やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由」の確認については、市町村が管内におけるワクチンの偏在を確認している場合、市町村単位で一律に対象とするなど柔軟に取り扱って差し支えない。
- また、同実施要領においては、国への報告も求められているが、今回のケースについては、個別に報告する必要はなく、令和7年度終了時に国から件数の確認をすること等を想定している。
※ 報告の詳細については、追って事務連絡を発出予定。

今回の特例の具体的な取扱いについて②

2 特例の対象者であることを確認するための実務について

- 今般の特例の適用については、期間内に接種できなかった原因が対象者の事情によるものではないことから、可能な限り柔軟な運用を行うことが望ましい。
- 例えば、申請書や理由書などを不要とすることや、令和6年度中に発行された接種券をそのまま、今回の特例となる期間中使用することも可能とする取扱いなどが考えられる。
- その際、医療機関では、年齢と接種歴から対象者であることを確認の上、接種を行うことになる。
- また、厚労省への報告は、個別の報告を不要とし、年度ごとにまとめて報告することを前提に、改めて詳細はお知らせしたい。

【具体的な取扱い（イメージ）】 ※必ずしも下記の通りに行う必要はなく、市町村により柔軟に判断すること。

○発行済の接種券



- 令和7年度もそのまま使用可能とすることも差し支えない

○医療機関における対象者の確認



- 医療機関では、対象者の年齢と接種歴を確認の上、接種を行う

○対象者からの申請書・理由書



- 提出を不要とすることも差し支えない

○厚生労働省への報告



- 個別の報告は不要とし、年度ごとにまとめて報告

（参照条文） 予防接種法施行令・施行規則

○ 予防接種法施行令

（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）

第三条 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予防接種の対象者
風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であって、当該掲げる者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して二年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る定期の予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して一年）を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。

附 則

3 法第五条第一項の政令で定める者については、令和七年三月三十一日までの間、第三条第一項の表風しんの項中「／一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者／二 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの／」とあるのは、「／一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者／二 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの／三 昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた男性／」とする。

○ 予防接種法施行規則

（特別の事情）

第二条の八 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- 一 前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
- 二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの
- 四 災害、令第三条第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）

（参考）定期接種実施要領（抜粋）

1 9 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

（1）ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、（2）の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間（（3）に掲げる疾病については、それぞれ、（3）に掲げるまでの間である場合に限る。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とすること。

（2）特別の事情

ア 次の（ア）から（ウ）までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

（ア）重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

（イ）白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

（ウ）（ア）又は（イ）の疾病に準ずると認められるもの（注）上記に該当する疾病の例は、別表2に掲げるとおりである。ただし、これは、別表2に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの

エ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

（3）対象期間の特例

ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「4種混合ワクチン」という。）及び5種混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間

イ 結核については、4歳に達するまでの間

ウ Hib感染症については、10歳に達するまでの間（5種混合ワクチンを使用する場合にあっては、15歳に達するまでの間）

エ 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間

（4）留意事項

市町村は、（2）の「特別の事情」があることにより定期接種を受けることができなかったかどうかについては、被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や当該者の接種歴等により総合的に判断すること。

（5）厚生労働省への報告上記に基づき予防接種を行った市町村長は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、予防接種を行った疾病、接種回数等を、任意の様式により速やかに厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課に報告すること。

3

1. 予防接種課長 挨拶
2. 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について
- 3. HPVワクチンに関する周知について**
4. 認知症等で意思確認が困難な方に対する予防接種について
5. 主なご質問

キャッチアップ接種経過措置対象者および定期接種最終年度の方向けの資材

- 自治体等での周知に活用いただける資材を作成しており、近日中に厚生労働省ホームページに掲載予定。

■ 平成9年度～20年度生まれの女性向け

平成9年度～20年度生まれの女性で
2024年度末までに
HPVワクチンを1回以上受けた方へ

公費による
HPVワクチン接種は
2026年
3月末まで
になりました

公費による接種を希望する方は
今年度末までに
2回目・3回目の
ワクチンを接種することを
ご検討ください。

HPVワクチン(調整中)

平成9年度～20年度生まれの女性のHPVワクチン接種について

- 子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの公費による接種を提供しています。
- 2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいます。そのため、2024年度末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようにしました。
- 平成9年度～19年度生まれの女性は「キャッチアップ接種」、平成20年度生まれ(高校2年生相当)の女性は「定期接種」として提供していますが、期限はどちらも2026年3月末までです。

よくある
ご質問

Q.接種券が手元にありません。接種できますか？
A.住民票のある市町村で再発行が可能です。
ご不明な点やご相談がある場合も、市町村にご連絡ください。

HPVワクチン接種についてもっと詳しく知りたい方はこちら

HPVワクチンの「キャッチアップ接種」についてもっと詳しく知りたい方はこちら

HPVワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2025年4月

■ 高校1年相当の女の子と保護者向け

HPVワクチンの公費接種
高校1年相当が最終年度

小学校6年～高校1年生相当の女の子を対象

高校1年相当 (今年4月1日時点で15歳)の女の子
と保護者の方へ

公費による
HPVワクチンの接種は
今年度末(来年の3月末)までです

子宮頸がんは、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。
毎年1万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、
毎年3,000人以上の女性が子宮頸がんによって亡くなっています。

小学校6年～高校1年相当の女の子を対象に
子宮頸がん予防のための
HPVワクチンの公費による接種を提供しています。
高校1年相当(今年4月1日時点で15歳)の女の子は、
公費による接種期間の最終年度にあたります。

接種は合計3回で、完了するまでに約6か月かかるため、接種を希望する方は、
今年の9月までに接種を開始することをご検討ください。

HPVワクチン接種についてもっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ
「接種券」HPV 再発行

HPVワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら

対象の方には、お住まいの市町村から接種券が届いています。
お手元がない場合は、再発行も可能ですので、市町村にお問い合わせください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

広報資材の掲載URL:

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>



4

1. 予防接種課長 挨拶
2. 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について
3. HPVワクチンに関する周知について
- 4. 認知症等で意思確認が困難な方に対する予防接種について**
5. 主なご質問

認知症等で意思確認が困難な方に対する予防接種について

- 定期接種実施要領第1の10(4)に記載の、本人の意思確認が容易ではない方に対する予防接種の実施に関して疑義が寄せられたことから、今般、疑義解釈をお示しする事務連絡を发出。
- 以下、事務連絡別添に記載の疑義解釈の内容をお示しするので、改めてご確認の上、これを踏まえた適切な運用をいただくとともに、接種を実施する医療機関や関係団体に対する周知をお願いしたい。

(問) 認知症の高齢者の方など、本人の意思確認が容易でない方に対して予防接種を実施する際の留意点として、定期接種実施要領第1の10(4)では「なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。」と記載がある。

本人の意思確認を行うことが容易ではない場合において、日常的に本人との意思疎通を図っている家族等が同意書を代筆し接種を行うことは、実施要領の「明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない」との記載との関係上、差し支えないか。

(答) 予防接種は、対象者が接種を希望している場合に、接種を行っていただくものです。

このため、認知症の高齢者等、本人の意思確認を行うことが難しい場合においても、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者（以下「家族等」という。）など、日頃から身近に寄り添い、意思疎通を図っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に酌み取ることが必要です。

そのうえで、本人の意思を酌み取った身近な家族等が同意書を代筆し、接種を行うことは差し支えありません。

(参考) 令和7年2月27日 衆議院・予算委員会第5分科会

高齢者インフルエンザワクチン接種に関する家族同意に関する厚生労働省の答弁

高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種は、予防接種法に基づくB類疾病の定期接種として行われております。B類疾病の定期接種は、市町村による接種の勧奨や御本人に接種を受ける努力義務がないことから、自らの意思で接種を希望していることを確認の上、接種を行うこととしております。

御指摘のありました認知症の方など御本人の意思を確認することが容易でない場合は、本人の意思が尊重されるように十分配慮の上、家族やかかりつけ医の協力を得て接種を行うことは差し支えなく、この運用については以前から変更してありません。

1. 予防接種課長 挨拶

2. 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

3. HPVワクチンに関する周知について

4. 認知症等で意思確認が困難な方に対する予防接種について

5. 主なご質問

【麻しん・風しん関係】

Q1. 「MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者」が特例の対象とされているが、具体的な判断基準はどのようなものか。また、自治体の判断で、各期における対象者を一律に延長の対象とすることや、偏在等が生じていない場合に特例を適用しないことは可能か。

▶ 今般の特例の適用に当たっては、接種ができなかった原因が対象者の事情によるものでないことから、可能な限り柔軟な運用を行っていただいて差し支えありません。

また、麻しん及び風しんの流行予防の観点から、一人でも多くの対象者が接種を行うことが重要であり、管内でMRワクチンの偏在を確認していない場合であっても、可能な限り柔軟に取り扱うことが望ましいです。

Q2. 期間延長の実施に関し、どのように周知等を図ればよいか（個別通知等が必要か。）。

▶ 事務連絡においては、定期接種の対象者であって接種を受けていない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いしております。

具体的な周知の内容については、事務連絡の趣旨等も踏まえてご検討いただきますようお願いいたします。

主なご質問への回答

【麻しん・風しん関係】

Q3. 特例の適用に当たっては、接種希望者から市町村への事前申請を求め、接種を行う医療機関に対して特例措置対象者である確認書を発出している自治体もあるが、今般の特例においても、長期療養特例同様、接種できなかった理由等を医療機関から書面で求めることを想定しているか。または、対象者から市町村への予診票の交付申請等による確認を想定しているか、口頭による自己申告でも問題ないか。

▶ 今般の特例の適用に当たっては、通常の長期療養特例において提出を求めている申請書や理由書などの提出を不要とし、令和6年度に発行した接種券を特例期間中も使用可能とするなど、事務処理を簡略化いただいて差し支えありません。

Q4. 「定期接種実施要領」において、特例を適用した場合は厚生労働省に速やかに報告することとなっているが、今般の特例についても、該当事案は個別の報告が必要か。

▶ 今般の特例の適用に当たっては、通常の特例と比較して一定程度対象者が多くなることが見込まれるため、個別の報告は不要とし、年度単位でのとりまとめとすることを想定しています。詳細は追って事務連絡を発出予定です。

Q5. 第5期について、都道府県国保連合会における集合契約自体も令和7年3月末で終了となるが、令和7年度以降に予防接種を実施する際は、実施医療機関との間で委託契約を行い、医療機関から個別に請求を受ける形となるのか。

▶ ご認識のとおりです。令和7年3月13日付事務連絡でお示しのとおり、令和7年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約に基づき、通常の定期接種同様の支払手続を行っていただくようお願いいたします。

【麻しん・風しん関係】

Q6. 第5期について「令和6年度末までに抗体検査を実施した結果」とあるが、令和7年2月末を抗体検査実施期間として、3月は抗体検査を実施していない場合、6年度末に対応するよう、抗体検査実施期間を延長する必要があるか。3月中に自費で抗体検査を実施した結果、抗体価が不十分であった場合、6年度末までに実施した抗体検査の結果とみなして、予防接種費用の助成対象とするのか。もしくは、市が規定した実施期間外の検査であることを理由に、市町村判断で対象外としてよいのか。

2月末までとされているクーポン券による検査期間を必ずしも延長いただく必要はございませんが、令和6年度末までに実施された抗体検査であれば、特定感染症等検査事業による検査、任意での検査等、集合契約に基づく検査以外でも適用可能ですので、可能な限り希望者が接種できるよう、上記集合契約に基づく検査以外も利用いただき、柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

Q7. MRワクチンの供給量が不足していることから、第5期対象者についてはこれまで同様、医療機関と個別契約を結ぶ等により、風しん単独ワクチンを接種し、通常の定期接種として取り扱う対応で差し支えないか。

MRワクチンの供給状況に応じ、風しん単独ワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンのいずれかを接種した上で、定期接種として取り扱っていただいて差し支えありません。また、契約事務については、他の定期接種ワクチンと同様に医療機関と個別契約を結ぶ等の対応を想定しております。

主なご質問への回答

【その他の事項】

Q1. 4種混合ワクチンとHibワクチンの接種を開始した者について、やむを得ない場合に5種混合ワクチンに切り替える場合、どのように接種すればよいか。 ※令和6(2024)年3月15日に周知済

○ 4混及びHibワクチンと5混ワクチンについては、原則として同一種類のワクチンを必要回数接種することとしています。交接種については、科学的知見が十分あるわけではなく、接種スケジュールも複雑化するので、標準的方法を網羅的に示すことはできませんが、審議会での議論等を踏まえ、以下のような方法が考えられます。

○ 原則的な方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、例えば以下のいずれかの方法又はこれに準ずる方法により接種を実施して差し支えありません。

ア 4混及びHibを初回接種として1回実施 → 5混を初回接種として2回接種した後、追加接種として1回接種。

イ 4混及びHibを初回接種として2回実施 → 5混を初回接種として1回接種した後、追加接種として1回接種。

ウ 4混及びHibを初回接種として3回実施 → 5混を追加接種として1回接種。

○ なお、4混及びHibワクチンの接種回数が異なる場合については、4混ワクチン及びHibワクチンに含まれる各成分について、添付文書に定められる接種回数以上の回数接種した場合の科学的知見が明らかになっていないことから、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう接種してください。

【接種方法の一例】

・ 初回接種で4混を2回、Hibを1回実施

→ 初回接種として5混を1回、Hibを1回接種。追加接種として5混を1回接種

・ 初回接種で4混を3回、Hibを1回接種 → Hibは2回接種。追加接種として5混を1回接種

※ なお、接種間隔については、後から接種するワクチンから見て、前の接種との間隔が添付文書の通りとなるよう、必要な間隔を確保してください。

主なご質問への回答

【その他】

Q2. Hibワクチンと4種混合ワクチンの第1期の追加接種をこれから実施する予定の者で、4種混合ワクチンの販売中止により、4種混合ワクチンを用いて接種を完了することができないと予め見込まれる場合は、どのように対応すべきか。

※新規

令和7年2月27日の事務連絡でもお示ししておりますとおり、販売中止により4種混合ワクチンを用いて当該第1期の予防接種を完了できないことが予め見込まれる者については、4種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第2の1(15)に示す接種方法に準じ、5種混合ワクチンを用いて当該第1期の予防接種を完了ください。